

## 農地法第5条の規定による認可申請書添付書類

1. 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書）の原本（法務局で取得）	1部
2. 住民票抄本（譲渡人・譲受人）（市役所で取得） 【備前市住民の場合は添付省略可能】	各1部
3. 申請地を含めた付近の詳細な地籍図又は公図の原本（税務課又は法務局）	1部
4. 申請地の位置図（住宅地図やweb地図等）	1部
5. 平面図（設計図）・建物配置図・露天の場合は土地利用計画図（配置図）	1部
6. 被害防除計画書・事業計画書	1部
7. 道路工事施行承認（申請）書写、道路占用許可（申請）書写	1部
8. 農道・水路等公用廃止申請書写・代替計画書・水路占用許可（申請）書写	1部
9. 金融機関の借入書、残高証明又は通帳の写し	1部
10. 法人又は団体にあつては法人登記簿謄本（抄本）又は定款の写し	1部
11. 土地の検討結果一覧表（第2種農地の場合）	1部
12. 土地改良区意見書（対象地区：坂根・畠田・香登西・新庄）	1部
13. 農業委員の確認書	1部
14. その他	

### <注意事項>

- (1) 市役所建築担当課と協議して、建築確認の許可が可能なこと
- (2) 1,000㎡以上の土地については、開発許可について開発担当課と協議すること
- (3) 道水路については、施工断面図を添付するか、担当課窓口へ協議すること
- (4) 河川法・砂防法や宅造法に係る場合それぞれ担当課に協議し、手続きに必要なものは、その許可（許可・承認）書又は申請書の写を添付すること
- (5) 原則として一般住宅500㎡以内、農家住宅1,000㎡以内とし、建ぺい率はいずれも22%以上を満たすこと
- (6) 申請者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができる